

## 非営利活動法人「大阪市難聴者・中途失聴者協会」要約筆記部内規

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人大阪市難聴者・中途失聴者協会（以下市難協とする）要約筆記部つばさと称する。

(目的)

第2条 中途失聴・難聴者と要約筆記者が聴覚障害者の問題や要約筆記知識・技術を研鑽し、親睦を深め、ノーマライゼーションの理念で聴覚障害者の社会参加促進に寄与することを目的とする。

(位置づけ)

第3条 市難協の専門部「要約筆記部」とする。

(構成)

第4条 市難協会員（正会員）および会の主旨に賛同する要約筆記者（賛助会員）で構成する。

(運営方法)

第5条 会員の中から推薦された役員が企画し、運営していく。

総会や役員会など、運営に必要な体制は今後協議を重ねながら作っていく。

(役員体制と任期)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |          |     |           |    |
|----------|-----|-----------|----|
| (1) 部長   | 1名  | (2) 副部長   | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名  | (4) 事務局補佐 | 1名 |
| (5) 会計   | 1名  | (6) 会計監査  | 2名 |
| (7) 役員   | 若干名 |           |    |

役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(活動計画)

第7条 毎月1回の定例会（原則第2土曜日）、大阪市長居障がい者スポーツセンターを主会場とする。

時間は午後1時半から4時半までとする。

市難協の行事に協力と参加を行う。

(会費)

第8条 市難協に納める。

(運営費)

第9条 会を運営する諸費用は市難協の部活動費でまかなう。

(改正)

第10条 本内規の改正は市難協会則の改正に準ずる。

内規施行 平成12年4月1日より適用する。

第1回改正 平成17年4月1日

内規を条文化して整理したほか第6条に役員数を追加し、活動時間を変更した。改正は役員会で承認された。

第2回改正 平成18年4月1日 会の名称を変更した。

第3回改正 令和4年4月1日 役員選出方法、任期、会の名称を変更した。主な会場を2か所から1か所に変更した。

第4回改正 令和6年6月29日 会の名称を変更した。改正は理事会で承認された。